

一級河川早出川における
河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取希望者
公募要領

令和 8 年 9 月

新潟県新潟地域振興局

第1 趣旨

この要領は、新潟県民間活力を利用した河床掘削実施要領（令和3年12月6日改正）に基づき、一級河川早出川における河床掘削工事の代行を条件に河川砂利等の採取を希望する者を公募し、採取許可等を与えようとする者（以下「採取許可予定者」という。）を決定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 河川砂利等の採取を希望することができる者の資格

河川砂利等の採取を希望することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすことについて、知事の確認を受けた者であること。

- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。）。
- (3) 採取希望申込書の提出期限前2年以内に、河川法（昭和39年法律第167号）、砂利採取法、建設業法及び採石法（昭和25年法律第291号）に係る違反による有罪判決、起訴（訴訟中を含む。）又は重大な行政処分を受けていないこと。

第3 公募対象箇所等

- (1) 河川の名称
一級河川阿賀野川水系早出川
- (2) 掘削（採取）の場所
左岸 五泉市上木越甲44-2番地先から同矢津2206-2番地先まで
右岸 五泉市菅出207-2番地先から同不動堂18-1番地先まで
＊約1,300mの範囲（別添位置図、写真のとおり）
- (3) 掘削（採取）に係る土地の面積
約65,000平方メートル
（概算数量であり、現地精査により変更となる場合がある）
- (4) 掘削（採取）する砂利等の数量
レキ・砂質土 約20,000立方メートル
（概算数量であり、現地精査により変更となる場合がある）
- (5) 掘削（採取）の深さ
平均掘削深 0.3メートル
（概算数量であり、現地精査により変更となる場合がある）
- (6) 掘削（採取）の期間

許可の日から3ヵ月以内（ただし、出水期期間*内を除く）

*出水期期間：6月15日～9月30日

第4 河川砂利等の採取希望者の申込手続

河川砂利等の採取を希望する者は、申込書（様式第1号）及び掘削（採取）計画書（様式第2号）を新潟地域振興局長に提出すること。

申込書の提出先、提出期限及び提出方法は次のとおりとする。

(1) 申込書の提出先

新潟市秋葉区新津4524-1

新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課（行政担当）

電 話：0250(24)9662 内線268

メール：ngt112240@pref.niigata.lg.jp

F A X：0250(24)7355

(2) 申込書の提出期限

令和8年9月18日（金） 15時

(3) 申込書の提出方法

書面により、(1)に定める提出先に持参して提出すること。

第5 本要領に関する質問

本要領に関して不明な点が生じた場合は、次により質問することができる。

(1) 質問書の提出期間は、公募を開始した日の翌日から、申込書の提出期限の7日前までとする。

(2) 質問書の提出場所は、第4(1)に定める申込書の提出先とする。

(3) 質問書の提出は、提出先への持参、郵送、メール又はF A Xで行うものとし、メール又はF A Xによる場合は、発信後に電話により確認を行うこと。

(4) 質問書は受付け後、遅滞なく質問者に回答するとともに、回答書は閲覧に供するものとする。

(5) 質問書に対する回答書の閲覧場所は、次のとおりとし、閲覧は、質問受理後5日以内に開始し、申込書の提出期限の前日に終了するものとする。

閲覧場所：新潟地域振興局新津庁舎2階 閲覧室（住所は申込書提出先と同じ）

第6 提出された掘削（採取）計画書に対する審査

提出された掘削（採取）計画書について不明な点が生じた場合には、必要に応じ新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課（行政担当）によるヒアリングを実施する。

第7 採取許可予定者を決定するための基準

採取許可予定者については、申込みの内容を審査し、次の項目について公

益性等の程度を総合的に判断したうえで決定するものとし、公益性等の程度が甲乙付けがたい場合は、くじによる抽選により決定するものとする。

- (1) 協同組合等の団体がある場合はこれを優先する。
- (2) 掘削（採取）する砂利等の数量
- (3) 掘削（採取）した砂利等のうち、コンクリート用骨材として有用な砂利の処理
- (4) 砂利等の掘削（採取）、運搬及び洗浄選別の方法（工程を含む。）並びに不用残土等の処分方法
- (5) 掘削（採取）した砂利等の使用方法（自家消費又は他者への有償供給の別）

第8 採取許可予定者の決定及び通知

新潟地域振興局長は、申込書を提出した者に対し、採取許可予定者の決定結果を通知するものとする。

第9 河川砂利等の採取許可等の申請手続

- (1) 採取許可予定者として通知を受けた者は、新潟地域振興局長に対し、河川法第20条の規定に基づく承認、同法第25条の規定に基づく許可及び砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請手続を速やかに行うこと。
- (2) 前項に規定する申請書の提出先は新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課（行政担当）とする。

第10 河川砂利等の採取許可等に当たって付される主要な条件

- (1) 河床掘削工事により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成13年6月1日付け環境省環廃産第276号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日付け建設省経建発第3号）に準拠し、採取許可予定者の費用において適正に処理すること。
- (2) 河床掘削工事により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に準拠し、採取許可予定者の費用において適正に分別・再資源化等を行うこと。
- (3) 掘削（採取）の場所における粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- (4) 掘削（採取）の場所における日曜日、祝日及び平日日没後の作業は禁止する。
- (5) 河床掘削の代行工事の施行及び河川砂利等の採取により他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取許可予定者の責任において解決すること。

第11 河川砂利等の採取許可に係る状況等の公表

採取許可予定者の決定後、採取許可状況等は、新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課（行政担当）で随時閲覧に供するものとする。

第12 その他

- (1) 河床掘削工事の代行を条件とした河川砂利等の採取であるため、新潟県河川法施行条例第6条第1項第1号〔河川の維持又は保全に関する事業〕を適用し、採取料を免除する。
- (2) 今回公募する掘削（採取）の期間は第3(6)に定めるとおりであるが、期間内に河床掘削工事を完了することができないことについて相当の理由があるときは、期間の延長を認めることがある。ただし、延長後の掘削期間は、最長で3ヶ月以内とする。
- (3) 公募対象箇所の試掘を希望する者は、新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課（行政担当）および工務課の立会いの下、自らの費用で試掘を行うことができる。
- (4) 河川砂利等の採取を希望する者が自ら掘削（採取）した砂利等の洗浄選別等を別の企業又は団体に下請けさせる場合には、当該企業又は団体であっても、砂利採取法第3条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第16条に規定する砂利採取計画の認可が必要となることがあるので注意すること。
- (5) 河床掘削を実施するに当たり、その他関係法令に基づく手続き等がある場合は速やかに実施のこと。
- (6) 第4の規定に基づく申込書及び第9の規定に基づく申請書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (7) 提出された申込書は返却しない。
- (8) 提出期限以降の申込書の提出及び掘削（採取）計画書の訂正等は認めない。ただし、新潟地域振興局長の指示による訂正等についてはこの限りでない。
- (9) 採取許可予定者は河床掘削工事を実施する前に、平面図および縦横断図を作成し、計画平面図、計画縦横断図、仮設道路計画等を記載し県の承認を得ること。これらの資料を作成する費用は採取許可予定者の負担とする。また、砂利採取（伐木を含む）に係る費用は採取許可予定者の負担とする。

第13 添付資料

位置図、写真